

アムステルダム日本人学校校則

財団法人アムステルダム日本人学校理事会

第 1 章 総 則

- 第 1 条 (名 称) この学校は、アムステルダム日本人学校（以下本校という）と称す。
(所在地) Karel Klinkenbergstraat 137 1061AL Amsterdam
The Netherlands
- (目 的) 本校は、オランダ在住の子女に対し、日本国憲法、教育基本法、学校教育法等に従い、文部科学省の定める学習指導要領を基準として初等および中等普通教育を施すことを目的とする。
- 第 2 条 本校の就学構成は小学部と中学部を置く。
- 第 3 条 本校の運営は「財団法人アムステルダム日本人学校」の理事会がこれにあたる。

第 2 章 学年・学期・休業日等

- 第 4 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 5 条 学期の区分は次のようにする。
- | | |
|--------|-------------------------|
| 第 1 学期 | 4 月 1 日から 7 月 31 日まで |
| 第 2 学期 | 8 月 1 日から 12 月 31 日まで |
| 第 3 学期 | 翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで |
- 第 6 条 本校の休業日は、土曜日・日曜日の他、次の通りとする。
- (1) 春季休業日・夏季休業日・秋季休業日・冬季休業日・学年末休業日
- (2) 現地祝祭日の他、復活祭の金曜日・昇天祭の金曜日・解放記念日
- 校長は前項の規定にかかわらず、教育上必要があると認めるときは、休業日に授業若しくは行事を行うことができる。又、必要が生じた場合臨時休業日を設けることができる。

第 3 章 学籍・入学・編入学・休学・退学・体験入学・二重在籍

- 第 7 条 (1) 本校に学籍を置くものは、実際にオランダに在住し、なおかつ所定の授業料を納入している者とする。
- (2) 入学希望者・転入学希望者は、所定の用紙に記入のうえ、必要な書類を添えて申し込むものとする。
- (3) 校長は入学または転入学希望者に対し、保護者に入学期日の通知をする。
- (4) 中学部 3 年の場合、現地校・インター校に編入する場合にオランダ学校等の日本の教育制度でない学校からの編入学は原則として 2 学期の始業日以前とする。

- 第 8 条 (1) 二重在籍に関し、本校並びに編入（入学）する双方の学校が書面にて合意することを条件に、中学部 3 年の 3 学期以降に本校から現地校・インター校に編入する場合に限り、3 月まで本校に在籍することを可とする。
- (2) 校長は保護者の合意を得た後、アムステルダム市役所への当該生徒の本校の学籍を削除する。
- (3) 中学部 3 年の 3 学期以前の二重在籍は認めない。
- 第 9 条 保護者は児童生徒の教育について学校と常に協力しなければならない。
- 第 10 条 保護者および児童生徒の身分または住所に変更のあったときは、すみやかに届け出なければならない。
- 第 11 条 児童生徒が病気のため 3 か月以上就学することができない場合は、保護者は休学届に診断書を添えて願い出なければならない。
- 第 12 条 退学もしくは転学しようとする時は、あらかじめ届け出なければならない。また、帰国に先立ち住民票を日本国内で取得した場合、その時点で本校は退学となる。
- 第 13 条 体験入学の受け入れにあたっては、本校に在籍している児童生徒の教育活動に支障がないことを前提とする。またその日数に応じて相応の授業料を徴収するものとする。
- 第 14 条 児童生徒の出欠取扱いについては、日本国における市町村立小中学校管理規則の定めによるものとする。

第 4 章 教育活動と課程

- 第 15 条 教育課程の編成は、日本国文部科学省における学習指導要領（以下指導要領）ならびに理事会の定める基準により校長が教育課程の授業日数を定め、以下のように具体的な教育課程を編成する。

小学部

区 分		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年
各 教 科 の 授 業 時 数	国 語	3 1 5	3 1 5	2 4 5	2 4 5	1 7 5	1 7 5
	社 会			7 0	9 0	1 0 5	1 0 5
	算 数	1 4 0	1 7 5	1 7 5	1 7 5	1 7 5	1 7 5
	理 科			9 0	1 0 5	1 0 5	1 0 5
	生 活	1 4 0	1 4 0				
	音 楽	7 0	7 0	6 0	5 8	5 0	5 0
	図 画 工 作	7 0	7 0	6 0	6 0	5 0	5 0
	家 庭					6 0	6 0
	体 育	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	9 0	9 0
総合的な学習の時間				7 0	1 0 5	8 0	8 0
外国語活動				3 5	3 5		
外国語						7 0	7 0

特別な教科道徳	35	35	35	35	35	35
特別活動	35	35	35	35	35	35
その他（英会話）	30	35	35	35	35	35
その他（オランダ語）	30	35	35	35	35	35
その他（委員会・クラブ）					20	20
その他（学校行事）	40	40	40	56	56	56
総授業時数	1010	1055	1090	1160	1160	1160

中学部

区 分		第1学年	第2学年	第3学年
各 教 科 の 授 業 時 数	国 語	140	140	105
	社 会	105	105	140
	数 学	140	105	140
	理 科	105	140	140
	音 楽	45	35	35
	美 術	45	35	35
	保健体育	105（内剣道5）	105（内剣道5）	105（内剣道5）
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
総合的な学習の時間		40	60	60
特別な教科 道徳		35	35	35
特別活動の授業時数		60	60	60
その他（英会話）		70	70	70
学校行事		60	60	60
総授業時数		1160	1160	1160

- 第16条 本校収容定員については、30名程度を1学級定員とする。
校長は学年の人数により複式学級を編成し、特別の教育課程を編成することができる。
- 第17条 校長は学校行事等で宿泊を要するものについては、事前に理事会の承認を得なければならない。
- 第18条 教科書は文部科学省より送付された教科書および校長の現地採用による教科書とする。
教科書以外の図書、そのために教材で有益適切と認められるものについては、これを効果的に使用し教育内容の充実をはかるものとする。
- 第19条 教材の選定にあたっては、その教育的価値および保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。
- 第20条 学習の評価に関する基準は指導要領の趣旨に示されている各教科の目標を基準として校長が定める。

- 第21条 各学年の課程の修了または卒業の認定は、児童生徒の成績を評価し、校長が行うものとする。その認定の時期は学年末（3月）とする。
- 第22条 小学部および中学部の最終学年の課程を終えたものは全課程を修了したものと認定し卒業証書を授与する。

第5章 職員

- 第23条 ①本校に校長・教頭・教諭・事務職員・管理人を置く。
②校長は職員を監督し、校務をつかさどる。
③教頭は校長を補佐し、校長不在のときはその事務を代決し、校務を管理する。
④教諭は校長の命を受け、児童生徒の教育をつかさどる。
⑤事務職員は校長の命を受け、一般管理事務をつかさどる。
⑥管理人は校長の命を受け、校舎の施設・設備の管理をつかさどる。
⑦前項の職員のほか必要によって、講師を置く。
- 第24条 ①校長は職員の校務を分掌させる組織を定めなければならない。
②校長は年度はじめに当該年度における職員の校務分掌および学級担任・教科担任を命ずる。
- 第25条 ①校長は事務処理上必要と認める事項について諮問するための職員会議を置く。
②職員会議は校長・教頭・教諭・事務職員をもって組織し、必要によって管理人、講師も加わり、校長がこれを招集する。
- 第26条 職員の就業および服務に関する必要事項は別に定める。

第6章 施設・設備等の管理

- 第27条 本校設備および備品は、学校教育の目的以外には使用することはできない。ただし、理事会および校長が学校教育に支障がないと認めた場合はこの限りではない。
- 第28条 校長は、学校の施設・設備等の保安管理に努め、その台帳を整備しておかなければならない。
- 第29条 防火責任者は校長とする。
防火責任者は、防災計画を作成し、その指示により避難訓練を行わなければならない。

第7章 雑則

- 第30条 学校に備え付けなければならない表簿は次のとおりとする。
- ①学校沿革史
 - ②卒業証書授与台帳

- ③旧職員履歴書つづりおよび職員履歴書つづり
- ④入退学者名簿
- ⑤備品台帳
- ⑥辞令交付簿
- ⑦学校日誌
- ⑧学習指導要録（学籍の記録は20年間保存とする）
- ⑨文書つづり
- ⑩児童生徒出席簿
- ⑪会計に関する諸帳簿（オランダ法規が定めるものは10年間保存とする）
- ⑫勤務関係表簿
- ⑬提出書類つづり
- ⑭出席統計
- ⑮その他理事会または校長が必要と認めるもの

前項の表簿中第①号から第⑤号までは永年、第⑥号から第⑮号までは5年間保存しなければならない。

第31条 保護者は理事会の定めるところにより、授業料を納付する。

- 第32条
- ①児童生徒に対して、他の模範とするに足ると認められた者は、これを表彰することができる。
 - ②児童生徒が本校の規則に違反し、または学校教育の趣旨に反する行為があったときは、懲戒することができる。

付 則

この規則は昭和63年4月1日から改正施行する。
この校則は、理事会の決議を経て改正することができる。
この規則は平成14年4月1日から改正施行する。
この規則は平成20年4月1日から一部改正施行する。
この規則は平成29年4月1日から一部改正施行する。
この規則は平成31年4月1日から一部改正施行する。